

## 参考資料

### a) 土壌汚染に係る基準

土壌汚染対策法で指定されている特定有害物質と汚染状態に関する基準などを下表に整理しました。  
なお、同基準により、土壌汚染の有無や対策措置の内容などが判断されます。

表 a-1 土壌汚染対策法で指定されている特定有害物質と汚染状態に関する基準など

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準	第二溶出量基準
(第一種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	—	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—	0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—	0.1mg/L 以下	1mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—	0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	—	1 mg/L 以下	3mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—	0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	—	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
(第二種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下	1.5mg/L 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1.0mg/L 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005mg/L 以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15mg/kg 以下	水銀が 0.0005mg/L 以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が 0.005mg/L 以下 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下	24mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	1 mg/L 以下	30mg/L 以下	
(第三種特定有害物質) 農薬等／農薬+PCB	シマジン	0.003mg/L 以下	—	0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下	—	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003mg/L 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1mg/L 以下

注：特定有害物質の第一種特定有害物質としてクロロエチレンが追加指定されたため、25 物質から 26 物質となります。  
この施行は平成 29 年 4 月 1 日からです。